

平成 18 年度農林水産物貿易円滑化推進事業
海外貿易情報収集等基本調査・収集活動

我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル

—米国編—

2007 年 3 月

農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム
輸 出 促 進 室

まえがき

本調査（海外貿易情報収集等基本調査・収集活動）は、農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室の委託により、日本通運株式会社が実施し、その調査結果を本マニュアルに取りまとめた。

本マニュアルは、米国向けに日本の農林水産物や食品の輸出を促進するため、輸出に関心をもつ生産者、企業および関係団体等に活用していただくことを念頭において、日本の輸出検疫手続、貿易決済方法、輸出通関・輸送、米国側の輸入手続、米国における日本産品の嗜好、及び現地での輸入をスムーズにするための注意点等をまとめたものである。

本マニュアルを作成するにあたり、できるだけ正確を期したつもりであるが、執筆後の制度改正やサービス変更などにより、内容と実態とが異なる部分も出てくる可能性がある。実際に農林水産物・食品の輸出や販売を行う際には、事前に関係機関または輸入者へ照会する、あるいは関連法令を参照するなど、最新情報をご確認していただきたい。

2007年3月

本マニュアルの構成

通常、「輸出マニュアル」は輸出側の手続を述べるものである。しかし、それだけでよいのであろうか。本マニュアルは、サプライチェーンも意識して作成されている。

本マニュアルは、輸出貨物の発地（日本）から着地（米国）までの全体の流れのなかで、各場面でどのような規制、制度が存在し、どのような手続が求められ、どのようなプロセスで商品が消費地まで輸送されるのかを明らかにすることとした。そのために、日本の輸出検疫、通関の制度的側面だけでなく、貿易手続や国際輸送手配も内容に加え、さらには現地の輸入プロセスまでも調査した。このようにして全体像を把握することで、現地の輸入者が円滑に輸入を行うために、輸出者がどのようなことを行えばよいのかといった視点をも加味した実務的なマニュアルを目指した。

本書は輸出入に関する内容（第1章から第5章）と、マーケティングに関する内容（第6章から第9章）の2部構成になっている。

さらに必要書式等を資料編（第10章）でまとめているので参考にしていきたい。

第1章から第5章では、発地の日本から着地の米国までのなかで、どのような規制、制度が存在し、どのような手続が必要とされ、どのようなプロセスで商品が着地まで輸送されるのか、実際の貨物の流れに沿って解説している。

第6章から第9章では、米国市場のマーケティング調査の結果を説明している。わが国の農林水産物・食品の輸出促進のためには、米国の顧客嗜好や市場動向に合致した商品の品揃え・開発が必要・不可欠であること、さらには、米国食品市場の特徴、販売の留意点についても言及している。

さらに、ケーススタディーとして、各県で輸出促進のために行われている取組みを取り上げ、米国向けの輸出の経験を積むなかで、蓄積した情報についても紹介を試みている。

チェック！ カテゴリごとの輸出可能性

カテゴリ	輸出可能性	コメント	マニュアル関連部分
肉・肉製品	△	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年12月より牛肉は認定施設で生産されたものは輸出可能となったが、その他の豚、鶏、家禽肉等は輸出できない。 ・ただし、牛肉や牛を原材料とする加工品は輸出できず、あくまで「肉」のみが輸出可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章のⅠの2(P.6～9) ・第1章のⅡの2(P.14～15) ・第1章のⅢの2(P.23～26) ・第4章のⅠの2(P.71～72)
水産物	△	<ul style="list-style-type: none"> ・認定された施設で作る認定された食品のみ輸出可能。 ・加工・加熱外の貝類は不可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章のⅡの3(P.16) ・第1章のⅢの3(P.27～31) ・第4章のⅠの2(P.73)
野菜・果実	△	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地、仕向け地ごとに輸出できる品目が異なる。 ・輸入が認められている以外のものは、原則輸出できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章のⅠの3(P.10～11) ・第1章のⅡの1(P.12～13) ・第1章のⅢの1(P.18～22) ・第4章のⅠの1(P.69～70)
加工食品	△	<ul style="list-style-type: none"> ・肉、肉製品(エキス)が入っているものは輸出できないと判断されるケースが多い。 ・水産物が入っていることが商品の特徴となる場合は、認定工場で作られる必要がある。 ・食品安全の観点から、HACCP認証を受けていることが求められるようになってきている。 ・ラベル、添加物、着色料等の基準をクリアする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章のⅡの4(P.17) ・第1章のⅢの4(P.32～37) ・第4章のⅡの1から5(P.74～83)

もっともっと知りたい

1. 米国のマーケット特性を把握したい

⇒ 第6章 (P.90~96)

⇒ 第7章 (P.97~105)

⇒ 第8章 (P.106~125)

2. 輸出コストはどれぐらいかかるのか

⇒ 第3章のⅢ (P.65~67)

3. 輸入関税はどうなっているのか

⇒ 第5章のⅠ (P.85~87)

4. 日本での輸出規制はあるのか

⇒ 第1章のⅠ (P.2~11)

5. 相手国の輸入規制はどうなっているのか

⇒ 第1章のⅡ (P.12~17)

⇒ 第4章 (P.68~83)

6. 輸出の際に日本国内でどのような書類を取得する必要があるのか

⇒ 第1章のⅢ (P.18~37)

7. 貿易手続はどうすればよいのか

⇒ 第2章のⅠ (P.39~47)



8. 米国に到着してからどのような輸入手続が行われるのか

⇒ 第4章 (P.68~83)

⇒ 第5章のⅡ (P.88~89)

9. 輸出貨物をだれに扱ってもら
うか、輸出物流の流れを知りたい

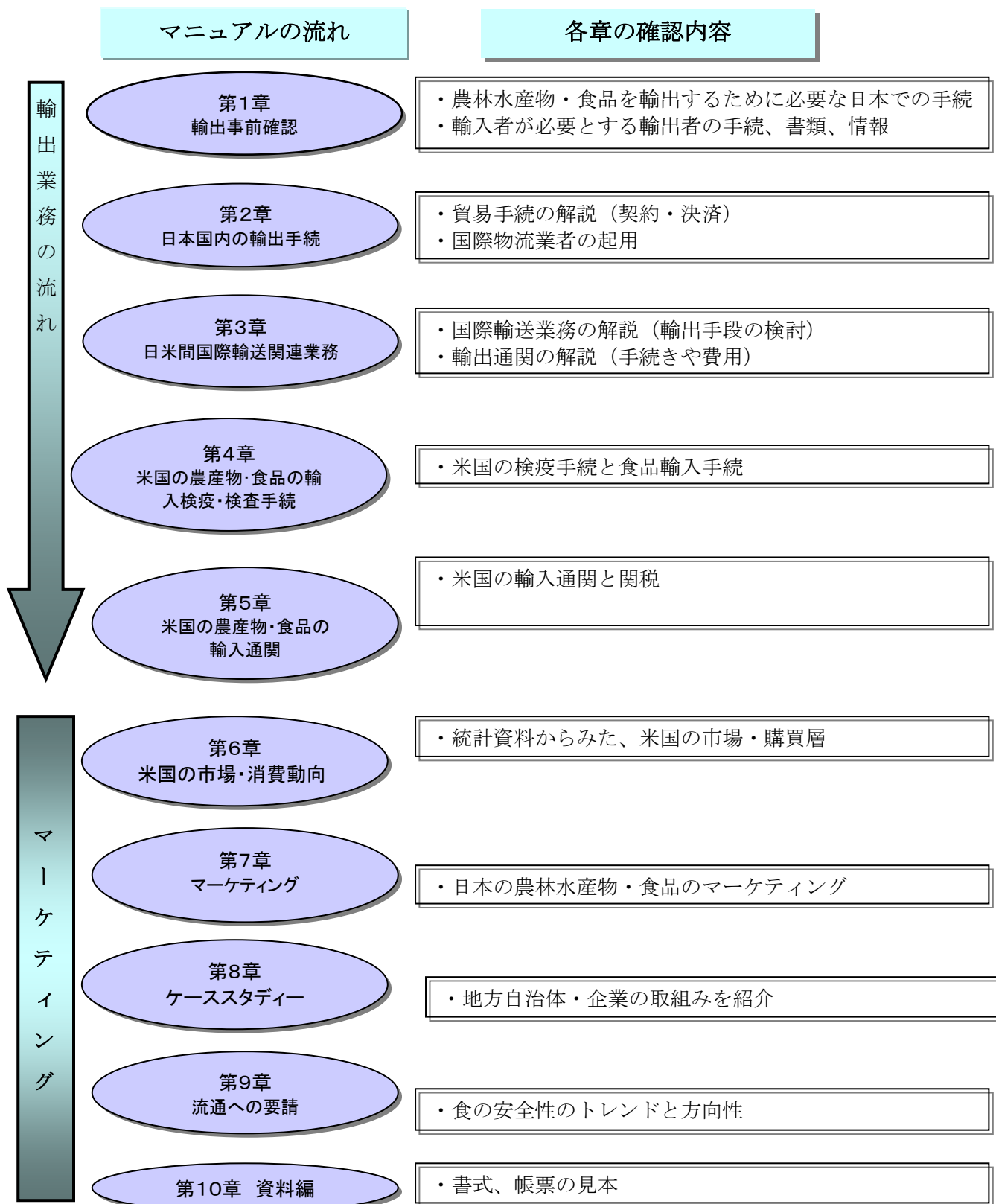
⇒ 第2章のⅡ (P.48~49)

⇒ 第3章 (P.50~67)

10. 輸出にあたっての留意事項は

⇒ 第9章 (P.126~130)

マニュアルのフロー



目 次

第1章 輸出事前確認	1
○ 本章のポイント	1
I. 日本の輸出規制	2
1. 外国為替及び外国貿易法に基づく手続	4
2. 動物検疫の手続	6
3. 植物検疫の手続	10
II. 米国の輸入規制	12
1. 植物	12
2. 肉類	14
3. 水産物	16
4. 加工品	17
III. 米国での検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続	18
1. 植物	18
2. 肉類	23
3. 水産物	27
4. 加工品	32
第2章 日本国内の輸出手続	38
○ 本章のポイント	38
I. 貿易手続を理解する	39
1. 貿易建値の決定	40
2. 決済方法の決定	42
II. 輸出物流業者の選択	48
第3章 日米国際輸送関連業務	50
○ 本章のポイント	50
I. 輸出入手段・港湾の検討	51
1. 港湾・空港の検討	51
II. 船積手続	57
1. 海上輸送の手配（コンテナ輸送への対応）	57
2. 輸出・通関の流れ	59
3. 通関用書類の準備	61
4. 通関後の処理	63
III. 国際輸送運賃の仕組み	65

第4章 米国の農産物・食品の輸入検疫・検査手続	68
○ 本章のポイント	68
I. 米国の動植物検疫の手続	69
1. 植物	69
2. 動物製品	71
II. 米国の食品検査の手続	74
1. 加工品	71
2. ラベル規制	76
3. 添加物	79
4. 農薬	82
5. 着色料	83
第5章 米国の農産物・食品の輸入通関	84
○ 本章のポイント	84
I. 輸入に必要な税金の種類と計算方法	85
1. 関税の仕組み	85
2. その他の税	87
II. 輸入通関の概要	88
第6章 米国の市場・消費動向	90
○ 本章のポイント	90
I. 貿易統計・在留邦人数	91
1. 日本産品の輸出動向	91
2. 世界からの輸入	94
3. 在留邦人	96
第7章 マーケティング	97
○ 本章のポイント	97
I. 米国における食のトレンド	98
II. 日本産品の優位な点	100
III. 日本食品の不利な点	105

第8章 ケーススタディー（各地方自治体の取組み）	106
○ 本章のポイント	106
I. 各地方自治体の取組み	107
II. アドバイス	109
III. 米国との取引状況	110
IV. 生産者や事業者の取組み	111
1. 【水産加工業（ケース1）】北海道	111
2. 【水産加工業（ケース2）】北海道	113
3. 【花き研究開発センター】岩手県	115
4. 【米菓メーカー】新潟県	117
5. 【日本酒の貿易商社】新潟県	119
6. 【S経済連】静岡県	121
7. 【漁業協同組合】鹿児島県	123
8. 【製茶業者】鹿児島県	125
第9章 流通への要請	126
○ 本章のポイント	126
I. 食品の安全性へのニーズ	127
II. 流通（輸送）に求められるニーズ	129
第10章 資料編	131

我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル（米国編）

発行 平成 19 年 3 月

発行所 日本通運株式会社

監修 株式会社日通総合研究所

〒105-8322 東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 3 号